

花巻労基発 0831 第1号
令和5年8月31日

職業訓練法人水沢職業訓練協会

会長 殿

花巻労働基準監督署長



建設業における死亡労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から、労働行政の推進に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。本年8月23日、花巻市内の木造建築物の解体工事現場で、解体中の2階の床の端部からコンクリート基礎に墜落する死亡労働災害が発生いたしました。

死亡労働災害の発生原因等は現在調査中ですが、他の建設工事現場においても、足場等による作業床・手すりの設置又は墜落制止用器具の使用等による適切な墜落災害防止対策を講じなければ、同種の墜落災害が発生するおそれがあります。

当署管内の建設工事現場では、令和4年12月以降、汚水管の設置作業中の土砂崩壊による災害（12月・金ヶ崎町）、作業構台の組み立て作業中の作業床からの墜落災害（3月・北上市）及び高速道路で交通誘導中の警備員が後進してきたトラックに轢かれる災害（6月・花巻市）が発生しており、僅か8か月の間で4名の方が死亡する、極めて憂慮される状況にあります。

なお、これら死亡労働災害の中には、労働安全衛生法違反被疑事件として、当署で捜査中の事案も含まれております。

このような状況を受け、当署では、死亡労働災害が多発している非常事態の收拾を図るため、建設工事現場に対する監督指導等を徹底して行い、重大・悪質な法令違反に対しては、作業停止命令等の処分を厳正に行うこととしています。

つきましては、このような状況を御理解いただき、貴団体におかれましても、会員事業者に対し、当署管内の建設工事現場で死亡労働災害が続発している状況について周知いただくとともに、下記事項に御留意の上、死亡労働災害防止対策の強化が図られるよう、会員事業者等に対し、一層の御指導を実施いただきますよう要請いたします。

記

| 組織的な安全衛生管理について

1 経営首脳者による安全衛生管理活動状況の点検

経営トップ自らが先頭に立ち、「現場巡視（パトロール）」、「労働者からの聞き取り・声掛け」を実施し、経営トップの安全にかける強い決意を労働者に明確に伝えるとともに、各建設工事現場で、死亡労働災害に直結するおそれのある「墜落・転落」、「トラックや車両系建設機械へのひかれ」、「土砂崩壊」、の災害防止対策の状況を重点的に点検し、明らかとなつた問題点は速やかに改善すること。

また、上記の点検により問題が認められた場合は、その問題点が生じた要因・背景を明らかにするため、①施工計画の安全面の検討・審査の状況、②安全管理者や現場代理人が行うべき安全衛生管理状況（安全な作業手順の検討、リスクアセスメントの実施、労働者の適正配置、部下への教育・訓練、指示どおりの作業が行われているかの確認等）が確実に実践されているか併せて点検すること。

2 職長教育・能力向上教育の実施及び確実な職務の遂行

全ての職長に対し、「職長教育」を実施しているか点検するとともに、未実施の職長がいる場合には速やかに「職長教育」を実施すること。

また、概ね5年ごとに「職長（安全衛生責任者）能力向上教育」を定期的に実施すること。

さらに、安全管理者又は現場代理人は、職長に対し自分自身の行動の部下への影響力の大きさを自覚させ、率先して安全な作業を行わせるとともに、職長の職務（作業中の監督、作業手順の決定、部下への指導・教育、指示どおりに作業が行われているかの確認等）が的確に実践されているか、管理・指導すること。

3 労働者一人一人の安全意識の高揚

災害を防止するためには、建設工事に携わる労働者一人一人が高い安全意識を持ち、自身の役割を認識し、それぞれの持場、立場でその責務を遂行することが重要である。

そのため、作業開始前には、工事の規模や公共・民間工事の種類に関わらず、必ず、「作業前打ち合わせ」、「ツールボックスミーティング」、「危険予知活動」等の打ち合わせを実施し、当日行う作業の内容、人員の配置、作業の方法及び安全のポイント等を明確に定め、労働者に対し確実に周知すること。

II 事故の型別の具体的な対策について

1 墜落災害の防止

墜落災害は、最も死亡災害につながりやすい災害であり、絶対に発生する
ことがないよう厳格に管理する必要がある。

墜落のおそれのある作業場所では、足場の設置等による安全な作業床・手
すりの確保が必要であり、足場の設置が困難である場所や作業を短時間で終
えることを理由に、十分な墜落防止対策を講じないまま、労働者を高所作業
に従事させている現場が散見される。

高所作業では、原則、足場等による安全な作業床を確保し、作業床の端部
と開口部には手すりを設置し、また、作業床や手すりを設置できない作業場
所では、短時間の作業であっても、親綱を設置し、労働者に安全帯を使用さ
せること等、各種作業に応じた墜落災害防止対策を適切に講じること。

また、上記の事項を確実に実践するためには、作業主任者や職長による監
視等の管理が重要であるので、作業主任者等を適切に選任・配置すること。

なお、作業主任者の選任が必要のない作業（木造建築物の解体作業や高さ
5メートル未満の足場・建築物等の組立て・解体・変更）であっても、墜落
により、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合には、①作業指揮者の選任、
②作業の指揮及び作業方法の周知が義務付けられていることを再認識し、墜
落災害防止対策が労働者任せにならないよう管理すること。

（労働安全衛生規則第529条）

2 トラック等の車両・重機への接触災害の防止

(1) 立入禁止措置と誘導者の配置

労働者がトラックやドラグ・ショベルにひかれたり、はざまれたりした
場合、死亡又は重傷を負うおそれが高い極めて危険な災害となる。

労働安全衛生規則では、「運転中の車両系荷役運搬機械（トラック等）、
車両系建設機械（ドラグ・ショベル等）に接触することにより労働者に危
険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、
誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この
限りでない。」と定められている。

よって、車両系建設機械と労働者の接触防止対策は、必ず、次のいずれ
かの措置を講じる必要がある。

- ① 車両系荷役運搬機械（トラック等）、車両系建設機械（ドラグ・ショ
ベル等）に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇
所に労働者を立ち入らせない（バリケードによる区画等）。
- ② 誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させる。

特に、整地作業、敷き均し作業、玉掛け作業、手元作業等、トラックや
ドラグ・ショベルに近づく作業がある場合は必ず、誘導者を配置し、オペ
レーターは誘導者の誘導に従わせること。

(2) 「誘導者なしではバックしない」ことのルール化

本年 6 月に、高速道路で交通誘導中の警備員が建設工事現場内をバック走行してきたトラックにひかれる災害が発生したほか、昨年 11 月には、西和賀町内で、建設工事現場付近に居住する高齢女性が、工事現場に向けて町道をバック走行してきたダンプトラックにひかれる死亡事故が発生している。

大型トラックや車両系建設機械のバック走行による災害を防止するためには、誘導者による誘導が最も有効である。

これ以上、同種災害を繰り返し発生させないため、当署管内の全ての建設工事現場で、原則、「誘導者なしではバックしない」ことをルール化することが望まれる。

3 土砂崩壊による災害の防止

昨年 12 月に発生した土砂崩壊による死亡労働災害は、「溝掘削」した場所で発生したものです。また、昨年 3 月には盛岡市内で、同じ様に「溝掘削」した場所で土砂崩壊による死亡労働災害が発生している。

地山の掘削作業主任者の選任が不要となる掘削深さが 2 メートル未満であっても死亡労働災害が発生しており、「土止め先行工法ガイドライン」では、掘削深さが 1.5m から土止め支保工の設置が求められていることに留意すること。

溝掘削をする工事では、シーティングプレートによる土止め支保工を使用することが多くありますが、シーティングプレートによる土止め支保工を設置できない場合には、掘削面を安全な勾配とすること又はアルミ矢板による土止め壁を設けること等の対策を講じること。

また、地山の点検は、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」で示されている点検表を活用すること。

令和4年12月～令和5年8月 死亡災害発生状況

(花巻労働基準監督署管内の建設工事現場で発生した災害)

番号	署別	業種 発生場所	発生月	曜日	性別	年齢 (経験期間)	事故の型	起因物	災害発生の概要
1	花巻	建設業 (木造家屋建築工事業) 花巻市	5年8月	火	男	50歳代 (10年以上 20年未満)	墜落・転落	作業床、歩み板	木造2階建ての建屋の解体工事現場において、2階の床を半分程度解体した状態で休憩後、作業を再開するため1階の壁をよじ登って2階の床に渡り、2階の床上を歩いていたところ、床の端部から3.2m下の基礎コンクリートに墜落したもの。 被災者は保護帽を着用していたが、墜落時に脱げ落ちていた。
2	盛岡	警備業 ※警備業は建設業の下請けではないため、盛岡署の警備業にカウントされるもの。 花巻市	5年7月	火	女	20歳代 (1年以上 10年未満)	激突され	移動式クレーン	高速道路の走行車線に設けた工事用の規制帯で、工事業者の労働者が積載型トラッククレーンを運転し、規制帯から本線への車両出入り口に向けて約500メートル後進させていたところ、後方で一般車両の誘導を行っていた被災者が当該トラッククレーンの左後輪部で轢かれ死亡したもの。
3	花巻	建設業 (橋梁建設工事業) 北上市	5年3月	月	男	50歳代 (30年以上 40年未満)	墜落・転落	作業床、歩み板	作業構台の組立作業中、仮設の作業床を移動させるため、労働者3人が作業床に乗り、作業床を固定していた金具を外した後、被災者が作業床上を歩行していたところ作業床が傾き、被災者が6.3m下の地面に墜落し死亡したもの。
4	花巻	建設業 (土地整理土木工事業) 金ヶ崎町	4年12月	木	男	70歳代 (30年以上 40年未満)	崩壊・倒壊	地山・岩石	工業団地造成工事現場において、下水道管を据え付ける溝(幅約1.2m、深さ約1.6m)の中で、被災者が土砂の床均し作業をしていたところ、溝の側面が崩壊し、被災者の下半身が土砂に埋まったもの。 被災者は、療養後の令和5年1月5日に死亡した。

令和5年 死亡災害発生状況

(花巻労働基準監督署管内の建設工事現場以外で発生した災害)

※	花巻	商業 (その他の小売業)	5年4月	木	男	40歳代 (1年以上 10年未満)	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	走行中、突然エンジンが停止した自走式木材粉碎機(チッパー)のバッテリーを充電し、被災者が運転席の外からエンジンキーを回したところ、エンジンがかかると同時にチッパーが走行し始め、隣に駐機していたアースドリル機との間に被災者がはさまれ死亡したもの。
※	花巻	小売業 (新販売業)	5年8月	水	男	70歳代 (20年以上 30年未満)	交通事故	乗用車、バス、バイク	新聞配達のため原付バイクで道路を走行中、信号機のない十字路交差点に進入したところ、左側から走行してきた軽乗用車と出合頭に衝突したもの。

※ 監督署コメント

令和4年12月以降、花巻監督署管内の建設工事現場で4件もの死亡労働災害が発生しています。これらの災害は、公共工事や民間工事、大規模工事、小規模工事を問わず発生しています。

災害の内訳は、墜落災害が2件、トラックにひかれ及び土砂崩壊によるものが各1件発生しており、「三大災害」で全数を占めています。

災害防止対策は、足場を設置する、安全帯(墜落制止用器具)を使用する、トラック・重機作業時は誘導員を配置する、溝掘削時は土止め支保工を設置するか安全勾配とすること等となります。

これらの対策を、全ての工事現場で確実に実践するためには、「労働者の安全を第一とする安全文化」を、各事業場、各団体、各地域で作り上げいかなければなりません。

死亡労働災害は、労働者のかけがえのない命を奪い、残された家族の皆様の深い悲しみや将来への不安をもたらすものであり、最大限の努力のもとに、その防止に取り組みましょう。